

令和3年度 上尾商工会議所

決済・会計IT化推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 上尾商工会議所は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、新しい生活様式下で、上尾市内に事業所等を有する中小企業者等が取り組むキャッシュレス決済やクラウド会計システムの導入等、決済・会計のIT化など、業務効率化を支援し更にそれにより捻出した経営資源（カネ、時間、労力、心理）を付加価値の高い業務へ再投資する経営革新へ導くことを目的に、令和3年度に限り、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者等」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、又は同条第5項に規定する小規模企業者であつて、日本標準産業分類において、中分類の「58 飲食料品小売業」、「60 その他の小売業」、「76 飲食店」、「78 洗濯・理容・美容・浴場業」に該当する事業を主として営む者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、申請日において、上尾市内に主たる事業所等があり6か月以上継続して事業を営んでいる中小企業者等であつて、かつ、将来にわたり継続して事業を営む意思がある者、又は税務署に開業届を提出して上尾市内で創業し、かつ、将来にわたり継続して事業を営む意思がある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。

- (1) この要領の規定により補助金の交付を受けたことがある者
- (2) 補助を受けようとする経費について、国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる公的機関から類似する補助金を受けている、又は受ける見

込みがある者

- (3) 上尾市税を滞納している者
- (4) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当し、又は当該暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画している者
- (5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していない者
- (6) 国又は地方公共団体が経営に直接又は間接に参画している者
- (7) 破産法に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (10) その他上尾商工会議所が不相当と認める者

（補助対象事業、補助対象経費、補助金額及び補助率等）

第4条 補助の対象となる事業、経費、金額及び補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。
 - (1) 公序良俗に反する事業又は公的な資金の使途として、社会通念上、不相当であると判断される事業
 - (2) その他上尾商工会議所が適当でないとする事業

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、上尾商工会議所が指定する期日までに様式第1号の申請書を上尾商工会議所に持参するものとする。

- 2 上尾商工会議所が別に定める書類として様式第2号及び同様式に掲げる

添付書類を提出するものとする。

(交付決定)

第6条 上尾商工会議所は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、交付決定の通知を様式第3号により行うものとする。

2 上尾商工会議所は、前項に規定する審査の結果により補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに不交付決定の通知を様式第4号により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付を申請した者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した文書を上尾商工会議所に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者(第6条第1項の規定による通知を受けた者をいう。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく様式第5号を上尾商工会議所に提出しなければならない。

- (1) 補助金の額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を上尾商工会議所に報告し、その指示を受けなければならない。

3 上尾商工会議所は、第1項の規定による申請を承認したときは、様式第6号により補助事業者に通知するものとする。

4 上尾商工会議所は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又は変

更した場合において、当該取消または変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部または一部の返還を命ずるものとする。

(事業期間)

第9条 補助事業の期間は、第6条の規定により交付を決定した日から令和4年2月28日までとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 上尾商工会議所は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件や制限に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、様式第7号により補助事業者に通知を行うものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後30日を経過した日又は令和4年3月15日のいずれか早い日までに様式第8号により上尾商工会議所に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 上尾商工会議所は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号により補助事業者に対し、通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第13条 上尾商工会議所は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第10号上尾商工会議所に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第14条 補助金の支払いは精算払いとする。

(その他)

第15条 この要領施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(失効規定)

2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象事業、経費及び補助率等

補助対象事業	キャッシュレス決済やクラウド会計システムの導入等、決済・会計のIT化など、業務効率化を図るための機器等購入費用
補助対象要件	(ア) 令和4年2月28日までにキャッシュレス決済やクラウド会計システムの導入等を実施すること (イ) 同一の事業内容で国、地方自治体等の他の補助金等を取得していないこと (ウ) 公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業でないもの
補助対象経費	機器等購入費 【タブレットレジ端末、キャッシュレス決済端末、クラウド会計の導入に要する費用】タブレットレジ・キャッシュドローア・レシートプリンタ・ロール紙（初回のみ）等 ※タブレットのみの購入、無線LANアクセスポイント設置費用、初期設定費用、クラウドサービス月額利用料は対象外とします。
補助率	3分の2
補助限度額	10万円

※消費税及び地方消費税相当額については補助対象外とする。

※専門家派遣について、上尾商工会議所が認めたITコーディネーター（中小企業診断士の有資格者に限る）を、5回を上限に派遣する。その派遣費用を上尾商工会議所が負担する。